

農用地利用集積等促進計画

農地番号	土地の表示				登記地目	現況地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の名称	経営体の区分 (注1)	添付書類省略の区分 (注2)	契約の状況			地域計画の地区	契約区分 (注3)	備考	
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)				新規	更新	付替				
1	日吉津村	富吉		830-1	田	田	水田	608.00	608.00	R6.4.1	R11.3.31	5年	-	-	R6.4.1	R11.3.31	5年	-	-	農事組合法人ひえづ	①	B,C		○				①	
2	日吉津村	富吉		428	田	田	水田	2,388.00	2,388.00	R6.4.1	R7.3.31	1年	-	-	R6.4.1	R7.3.31	1年	-	-	農事組合法人ひえづ	①	B,C	○					①	
3	日吉津村	富吉		877-1	田	田	水田	823.00	823.00	R6.4.1	R9.3.31	3年	-	-	R6.4.1	R9.3.31	3年	-	-	農事組合法人ひえづ	①	B,C	○					①	
4	日吉津村	日吉津		1942	田	田	水田	1,466.00	1,466.00	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	株式会社徳原ファーム	①	B,C	○					①	
5	日吉津村	日吉津		1944	田	田	水田	200.00	200.00	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	株式会社徳原ファーム	①	B,C	○					①	
6	日吉津村	日吉津		1945	田	田	水田	606.00	606.00	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	株式会社徳原ファーム	①	B,C	○					①	
7	日吉津村	日吉津		1993	田	田	水田	918.00	918.00	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	株式会社徳原ファーム	①	B,C	○					①	
8	日吉津村	日吉津		1994	田	田	水田	713.00	713.00	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	株式会社徳原ファーム	①	B,C	○					①	
9	日吉津村	富吉		726-1	田	田	水田	300.00	300.00	R6.4.1	R11.3.31	5年	-	-	R6.4.1	R11.3.31	5年	-	-	関 裕介	④	A		○				④	
10	日吉津村	富吉		817-3	畑	畑	普通畑	291.00	291.00	R6.4.1	R11.3.31	5年	5,000	1,455	R6.4.1	R11.3.31	5年	5,000	1,455	野口 幸司	①	A		○				①	
11	日吉津村	富吉		1209	畑	畑	普通畑	1,976.00	1,976.00	R6.4.1	R11.3.31	5年	5,000	9,880	R6.4.1	R11.3.31	5年	5,000	9,880	野口 幸司	①	A		○				①	
12	日吉津村	富吉		1213-3	畑	畑	普通畑	962.00	962.00	R6.4.1	R11.3.31	5年	5,000	4,810	R6.4.1	R11.3.31	5年	5,000	4,810	野口 幸司	①	A		○				①	
13	日吉津村	富吉		1213-4	畑	畑	普通畑	616.00	616.00	R6.4.1	R11.3.31	5年	5,000	3,080	R6.4.1	R11.3.31	5年	5,000	3,080	野口 幸司	①	A		○				①	
14	日吉津村	富吉		624-2	畑	畑	普通畑	747.00	747.00	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	株式会社伯耆のきのこ	①			○				①	
15	日吉津村	富吉		624-13	畑	畑	普通畑	78.00	78.00	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	R6.4.1	R16.3.31	10年	-	-	株式会社伯耆のきのこ	①			○				①	
								12,692.00	12,692.00																				

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注2 A 農地中間管理事業で契約実績のある貸借契約で、同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 農地中間管理事業で契約実績のある法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合(新規に借受けを行う場合は除く)。

注3 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。